

東大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例制定の件

東大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 30 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
等の一部を改正する条例

(東大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の
一部改正)

第 1 条 東大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条
例(令和元年東大阪市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 4 条第 2 項中「健康診断が行われた」を「健康診断又は健康診査(母子保健法(昭
和 4 0 年法律第 1 4 1 号)第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する健康診査をいう。同表にお
いて同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた」に、「当該健
康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、
同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康 診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期 の健康診断又は臨時の健康診断
--------------------	--

(東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年東
大阪市条例第 3 7 号)の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「健康診断が行われた」を「健康診断又は健康診査(母子保健法(昭

和 40 年法律第 141 号) 第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。) (以下この項において「健康診断等」という。) が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------------------	--------------------------------------

(東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年東大阪市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。））」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」と	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
---------------------------	---------------------

いう。)の利用開始前の健康 診断	
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健 康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(健康管理)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる<u>健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）</u>（以下この項において「<u>健康診断等</u>」という。）が行われた場合であって、<u>当該健康診断等</u>がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる<u>健康診断等の結果</u>を把握しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断・障害児が通学する学校における健康診断 (略)</p> </div>	<p>(健康管理)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる<u>健康診断が行われた場合</u>であって、<u>当該健康診断</u>がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる<u>健康診断の結果</u>を把握しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断・障害児が通学する学校における健康診断 (略)</p> </div>

乳児又は幼児に対する健康診断

通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 (略)

3 (略)

東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(入所した者及び職員の健康診断)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる<u>健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）</u>（以下この項において「<u>健康診断等</u>」という。）が行われた場合であって、<u>当該健康診断等</u>がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる<u>健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。</p> <div data-bbox="219 1233 1066 1394" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>児童相談所等における児童の入所前の健康診断・児童が通学する学校における健康診断 (略)</p> </div>	<p>(入所した者及び職員の健康診断)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる<u>健康診断が行われた場合であって、当該健康診断</u>がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる<u>健康診断の結果</u>を把握しなければならない。</p> <div data-bbox="1171 1233 2018 1394" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>児童相談所等における児童の入所前の健康診断・児童が通学する学校における健康診断 (略)</p> </div>

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査

入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期的健康診断又は臨時の健康診断

3～5 （略）

3～5 （略）

東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）</u>が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p>	<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>
<p><u>児童相談所等における乳</u></p> <p><u>児又は幼児（以下「乳幼児」</u></p>	<p><u>利用乳幼児に対する利用</u></p> <p><u>開始時の健康診断</u></p>

<u>という。)の利用開始前の 健康診断</u>		
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定 期の健康診断又は臨時の 健康診断</u>	
3・4 (略)	3・4 (略)	